

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p>（軽微な変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。） の設置の区域の増加及び減少</p> <p>三（略）</p> <p>（電気通信事業の届出）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2〜7（略）</p> <p>8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。</p> <p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。</p>	<p>（軽微な変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（同上）</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（電気通信事業の届出）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2〜7（略）</p> <p>（基礎的電気通信役務の範囲）</p> <p>第十四条（同上）</p>

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第三号**に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二 法第四十一條第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一（略）

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第八号**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の指定等）

第二十七條の二の二 法第四十一條第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、

一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）**第三条第二項第四号**に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イハ（略）

二・三（略）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七條の二（同上）

一（略）

二（同上）

イハ（略）

ホ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第七号の二**に規定するPHS用設備（第二十七條の四第二号ロ及び第二十七條の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

当該指定及びその解除を受けることとなる電気通事業者にその旨を通知するものとする。

2) 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の電気通信役務の種類欄の各項に掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払いを受けるものであること。

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合(次に掲げる場

(事業用電気通信設備の自己確認)

第二十七条の三 法第四十二条第一項の規定による確認(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。)をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項又は第二項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

(事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備)

第二十七条の四 法第四十二条第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 (同上)

合を除く。)

- イ 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合(次に掲げる場合を除く。)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項及び**第五項**)において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第三条第二項第四号に規定する二線式ア**

- イ 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合
- ロ (略)
- 二 (同上)

- イ 従来事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設備**、総合デジタル通信用設備又は同令第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ (略)

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

- 一 事業用電気通信設備規則**第二十六条に規定するアナログ電話用設**

ナログ電話用設備（以下この条において「二線式アナログ電話用設備」という。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するもの及び法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

イゝハ（略）

備又は総合デジタル通信用設備

イゝキ（略）

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く。）

イゝホ（略）

三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）

イ・ロ（略）

四 携帯電話用設備又はPHS用設備

イゝハ（略）

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインター ネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）

イゝハ（略）

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備 次に掲げる書類

イ〜リ (略)

九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びニに掲げるものを除く。)

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。)

六 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備

イ〜ハ

七 有線放送設備(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)第二条第四号に規定する有線一般放送(以下この条において単に「有線一般放送」という。)を行うための有線電気通信設備(再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。))及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備

イ〜ニ (略)

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ〜リ (略)

次に掲げる書類

- イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
- ロ 第二号ロ、ハ及びニに掲げる書類
- ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
- ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するアナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ、ラ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類
 - イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ル、ソ及びキに掲げるものを除く。）
 - ロ 第四号ロに掲げる書類
 - ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類
 - ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第二号に規定する電

気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）
次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ム
及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第五号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲
げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、ト、リ、ル、ソ、ラ、
ム及びニに掲げるものを除く。）

ロ 第六号ロに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項及び第五項）において
準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅
滞なく、様式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない
い。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第三項の規定による届出をしようとする電気通信事業

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変
更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項）において準用する場
合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）には、遅滞なく、様
式第二十の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

（管理規程）

第二十八条 （略）

2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

- 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- イ 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ロ 関係法令及び管理規程その他の規定の遵守に関すること。
- ハ 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ニ 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。
- ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
- 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- イ 経営の責任者の職務に関すること。
- ロ 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。
- ハ 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。
- ニ 各部門の責任者の職務に関すること。
- ホ 各従事者の職務に関すること。
- ヘ 組織内の連携体制の確保に関すること。
- ト 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電

者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
- 二 電気通信主任技術者（法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第三条の二第一項の規定により配置する者）が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。
- 三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること。
- 四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査に関すること。
- 五 事業用電気通信設備の運転又は操作に関すること。
- 六 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における通信の秘密の確保に関すること。
- 七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関すること。
- 八 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知に関すること。
- 九 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置に関すること。

(略)

- 気通信設備の管理の方法に関する事項
- イ 基本的な取組に関すること。
- ロ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
- ハ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。
- ニ 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。
- ホ 情報セキュリティ対策に関すること。
- ヘ ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。
- ト 重要通信の確保、ふくそう対策に関すること。
- チ 緊急通報の確保に関すること。
- リ 防犯対策に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等、現状の調査、分析及び改善に関すること。
- ル ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
- ク 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関すること。
- ク 事故の再発防止のための対策に関すること。
- 四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項
- 五 当該管理規程の見直しに関すること。
- 六 その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(略)

- 十 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。
- 十一 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理に関すること。
- 十二 当該管理規程の見直しに関すること。
- 十三 その他事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

(電気通信設備統括管理者の要件等)

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること

イ 電気通信設備の設計、工事、維持若しくは運用に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号の要件と同等以上の能力を有すると認められること

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2) 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第四十条の十五 法第二百二十二条第一項ただし書の総務省令で定める

軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの
イ〜ハ (略)
- ニ 伝送路設備以外の電気通信設備(事業用電気通信設備に限る。)
の設置の区域の増加及び減少
- 三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
総務大臣 殿	郵便番号 (ふりがな) 住所 (ふりがな) 氏名
年 月 日	

(軽微な変更)

第四十条の十五 (同上)

一 (略)

二 (同上)

イ〜ハ (略)

三 (略)

様式第1 (第4条第1項関係)

電気通信事業登録申請書	
総務大臣 殿	郵便番号 (ふりがな) 住所 (ふりがな) 氏名
年 月 日	

印
連絡先

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域

種類

印
連絡先

(同上)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

注 1～6 (略)

3 (略)

注 (略)

注 (略)

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

連絡先

電気通信事業法第16条第1項(第165条第1項)の規定により、電気通信事業を営む(行う)ので、次のとおり届け出ます。

1 (略)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を置する場合に限る。)

(1)・(2) (略)

3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

3 (略)
注 (略)
注 (略)

様式第9の8 (第9条第8項関係)

電気通信事業電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

3 (略)
注 (略)
注 (略)

伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する

事項

設置の区域	種類

注1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

- 2 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法

第42条第4項において準用する同条第2項

の規定により

第42条第5項において準用する同条第1項

第42条第5項において準用する同条第2項

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適

第41条第4項

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

第42条第1項

第42条第2項

第42条第4項において準用する同条第1項

電気通信事業法

第42条第4項において準用する同条第2項

の規定により

第41条第1項

事業用電気通信設備が同法 第41条第2項 の総務省令で定める技術基準に適

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22 (第28条第3項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

合することを確認したので、第42条第3項の規定により、次のとおり届け出
ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

注1・2 (略)

様式第22 (第28条第2項関係)

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

登録年月日又は届出年月日

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第3項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

及び登録番号又は届出番号

連絡先

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注 1・2 (略)

様式第 38 条の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又は届出番号

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注 1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注 1～6 (略)

すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申

請書

年 月 日

総務大臣 殿

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

様式第38条の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申

請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名

印
登録年月日又は届出年月日
及び登録番号又
は届出番号

連絡先

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同法第117条第1項の事項を次とおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 (略)

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域	種類

注1～6 (略)

7 伝送路設備以外の設備の設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

8 伝送路設備以外の設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」、「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種類を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60

2 電気通信設備の概要

(1)・(2) (略)

注1～6 (略)

年郵政省令第30号)において使用する用語の例による。

(4) (略)

注 (略)

注 (略)

(3) (略)

注 (略)

注 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信事業法(以下「法」という。)第九条の登録を受けている者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。)を設置する者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一月以内に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第七の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者(電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。)であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者は、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七十七条第一項の認定を受けている者は、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 全部認定事業者 新施行規則様式第九の三の届出書

二 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書、新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

第三条 法第九条の登録の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第一によりその登録の申請をすることができる。

2 法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八によりその届出をすることができる。

3 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の

八又は第三十八の九によりその認定の申請をすることができる。